

寒川町告示第 22 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので同条第 2 項に基づき、告示します。

令和 3 年 3 月 10 日

寒川町長 木 村 俊 雄

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都千代田区一番町 25 番地 地方公共団体情報システム機構	住民票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料

2 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで